

# 平野区民センター・平野区民ホールの確認事項チェックリスト！

予約の際は、申請書と併せて以下のチェック項目を確認し、署名をした上で申込手続きをおこなってください。（□のチェックボックスのなかに ✓ チェックマークを入れてください）

- 以下の内容について、以前に説明を受けて確認・承諾済みです。

## ～使用料の納付につきまして～

- 請求書記載の納付期限までに使用料を窓口もしくは郵便振込にて前納してください。  
(納付期限の日が休館日の場合は翌開館日が納付期限)
- 附属設備使用料は利用日当日に窓口にて納付して下さい。  
(※附属設備使用料を前納された場合、返金は出来ませんのでご注意下さい。)
- 郵便振込での納付をご希望される場合は、必ずお申し出ください。
- 納付後に使用する室をキャンセルする場合は、「キャンセル届」に必要事項を記入して提出してください。
- 納付期限までに納付がない場合は、予告なく予約が取消されますのでご注意ください。

## ～キャンセルに伴う還付手続きにつきまして～ 令和3年4月1日変更

- 使用料納付後に予約を取消しする場合は、還付請求手続きをおこなうと下記のとおり使用料が還付されます

施設	使用許可の取消しを申し出た日	還付する使用料の額
ホール	使用日の3ヶ月前の日以前	全額
	使用日の3ヶ月前の日の翌日～ 使用日の2ヶ月前の日	半額
	使用日の1ヶ月前の日以前の日	全額
諸室		

- 令和3年4月1日からの申込み分については窓口で還付が出来ます。
- 還付を請求する場合は、「還付請求書」「許可書(原本)」の提出が必要です。
- 施設の窓口で請求する場合は、「許可書(原本)」と「印鑑(シャチハタ不可・認印可)」が必要です。
- 還付金額によっては、後日ご用意して還付となりますので事前にご連絡をお願いします。
- 還付金を振込でご希望の場合、振込み手数料は使用者負担となります。
- 令和3年3月31日までにお申込みの予約分の還付につきまして（振込の還付になります）  
書類到着後から約1ヶ月程度で大阪市平野区役所から使用料が還付されます。

## ～その他～

- 使用料納付の際の振込手数料、手続きにかかる郵送代※はすべて使用者負担となります。  
※「使用許可書」の受取りや還付請求する際の書類を取り寄せる場合などに発生する郵送代

上記のチェックリスト項目をすべて確認し、承諾しました。

年           月           日           署名 \_\_\_\_\_

ここから下は記入しないでください-----

【事務局確認事項】チェック項目と署名を確認後、写しを申請者（申込者）へ渡す  チェック